



2014-2015

ライオンズ必携

第 54 版

主な改訂個所一覧表

2014 年 9 月 30 日

330 331 332 333 334 335 336 337 複合地区

2013-2014 会則委員長連絡会議

1. 国際協会付則の改正(第 97 回国際大会 2014 年 7 月カナダ・トロント)

- 国際付則第 8 条 1、8 項、国際付則第 3 条 3 項、付則第 11 条 7 項

改正 (54 版)	旧 (53 版)
<p>ライオンズ必携第 54 版 P.64</p> <p>国際付則第 8 条 地区機構 第 5 項 複合地区ガバナー協議会の権限。 第 6 項 解任。 <u>ガバナー協議会の過半数の要請により、協議会議長解任を目的とした協議会特別会議を招集することができる。協議会議長の選出方法にかかわらず、正当な理由があれば、ガバナー協議会の全構成員の 3 分の 2 の賛成投票により、協議会議長を解任することができる。</u> 第 7 項 地区キャビネット。 第 8 項 キャビネット会議。</p>	<p>ライオンズ必携第 53 版 P.64</p> <p>国際付則第 8 条 地区機構 第 5 項 複合地区ガバナー協議会の権限。 第 6 項 地区キャビネット。 第 7 項 キャビネット会議。</p> <p>(新しく第 6 項として、左記の議長解任の条文を追加挿入し、以降の項目番号をずらす。)</p>
<p>P.63</p> <p>国際付則第 8 条 地区機構 第 4 項 ガバナー協議会。ここで規定されている場合を除き、準地区の地区ガバナーは複合地区のガバナー協議会を構成する。ガバナー協議会にはさらに、協議会議長を務める<u>現又は</u>元地区ガバナーを 1 人含めるものとする。また、複合地区会則及び付則の規定によって、1 人又はそれ以上の前地区ガバナーを加えることができるが、協議会議長を含む元地区ガバナーの合計数は、地区ガバナー総数の 2 分の 1 を超えてはならない。協議会議長を含む協議会の各構成員は、協議会の決議を必要とする各事柄について 1 票の投票権を持つ。各複合地区の協議会には、国際協会の現及び元会長、副会長、現及び元理事を投票権のない顧問として加えることができる。複合地区会則及び付則の規定に従って選任又は選出される協議会議長は、その役職に就任する時点で、<u>現又は</u>元地区ガバナーになっていなければならない。協議会議長は、1 年任期を 1 期のみ務めるものとし、この役職を再び務めることはできない。</p>	<p>P.63</p> <p>国際付則第 8 条 地区機構 第 4 項 ガバナー協議会。ここで規定されている場合を除き、準地区の地区ガバナーは複合地区のガバナー協議会を構成する。ガバナー協議会には更に、協議会議長を務める元地区ガバナーを一人含めるものとする。また、複合地区会則及び付則の任意で、一人又はそれ以上の前地区ガバナーを加えることができるが、協議会議長を含む元地区ガバナーの合計数は、地区ガバナー総数の二分の一を超えてはならない。協議会議長を含む協議会の各構成員は、協議会の決議を必要とする各事柄について 1 票の投票権を持つ。各複合地区の協議会には、国際協会の現及び元会長、副会長、現及び元理事を投票権のない顧問として加えることができる。複合地区会則及び付則の規定に従って選任又は選出される協議会議長は、その役職に就任する時点で、元地区ガバナーになっていなければならない。協議会議長は、1 年任期を 1 期のみ務めるものとし、この役職を再び務めることはできない。</p> <p>(2005 年香港国際大会で現職地区ガバナーが議長を兼任できないように改正した個所を、左記の下線のとおり改正前の旧に復す。)</p>

改正 (54 版)	旧 (53 版)
<p>ライオンズ必携第54版 P.74</p> <p>国際付則第 10 条 地区役員の任務</p> <p><u>第 1 項 複合地区協議会議長。複合地区協議会議長は、複合地区の管理運営促進者である。いかなる行為も、複合地区ガバナー協議会の権限、指示、監督に基づくものとする。</u></p> <p><u>ガバナー協議会との協力の下に協議会議長は下記を行う。</u></p> <p><u>(a) 本協会の目的を推進する。</u></p> <p><u>(b) 国際及び複合地区の方針、プログラム、イベントに関する情報伝達を支援する。</u></p> <p><u>(c) ガバナー協議会が設定した複合地区の目標及び長期計画を文書として記録し、それを入手できるようにする。</u></p> <p><u>(d) 会議を開催し、協議会会議でのディスカッションを円滑に進める。</u></p> <p><u>(e) 複合地区大会を円滑に運営する。</u></p> <p><u>(f) 地区ガバナー間の和と結束を作り出し深めることを目的として、国際理事会又はガバナー協議会によって始められた取り組みを支援する。</u></p> <p><u>(g) 報告書を提出し複合地区会則及び付則で定められる任務を遂行する。</u></p> <p><u>(h) 複合地区ガバナー協議会から割当てられる他の管理運営の任務を果たす。</u></p> <p><u>(i) 任務終了時には、複合地区の口座、資金、記録の一切が後継者に速やかに引き渡されるように計らう。</u></p>	<p>ライオンズ必携第53版 P.74</p> <p>国際付則第 10 条 地区役員の任務</p> <p>第 1 項 複合地区協議会議長。国際理事会の一般的監督の下に、複合地区協議会議長は複合地区のコーディネーターであり、ガバナー協議会を代表し、その委任を受けて業務を果たす。具体的な責任は次のとおりである。</p> <p>(a) 本協会の目的を推進する。</p> <p>(b) 国際及び複合地区のプログラム、目標、長期計画のために、指導力を発揮し、指針を示し、先導者となる。</p> <p>(c) 地区ガバナーの間の調和と団結の精神を育み、問題解決にあたりガバナーに助力する。</p> <p>(d) 複合地区大会及びすべての協議会々議で議長を務める。</p> <p>(e) 複合地区会則及び付則で定められるとおりに、必要な報告書を提出し任務を果たす。</p> <p>(f) 複合地区ガバナー協議会から割り当てられる他の行政任務を果たす。</p> <p>(g) 任期終了時には、複合地区の会計簿、資金、記録を適切な時期に後継者に引き渡すように手配する。</p> <p>(第 1 項を左記の条文に全面的に差し替え、協議会議長の役割をコーディネーターから管理運営促進者（ファシリテーター）に変更する。)</p>

2. ライオンズクラブ会則および付則標準版の改正

(2013年10月ポートダグラス国際理事会)
 (2014年3月サンディエゴ国際理事会)
 (2014年7月トロント国際理事会)

●紛争処理手順—会則第10条5項
 ●幹事の任務—付則第3条4項
 ●グッドスタンディング—付則第1条2項

註：国際協会の日本語翻訳変更により、付則第1条1項(a)条文中の「例会出席」は「定期的な出席」に置き換える。

改正 (54 版)	旧 (53 版)
ライオンズ必携第54版 P.106-108 クラブ会則 第10条 クラブ紛争処理手順 5項 調停者の選任 紛争処理要請受領日から15日以内に、地区ガバナーは、紛争を審理する中立な立場の調停者を1人任命する。調停者を務めるのは、紛争に関係しているクラブ以外の、紛争が生じている地区(単一または準)内のグッドスタンディング・クラブに現在所属するグッドスタンディングの会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である元地区ガバナーとする。地区ガバナーは、任命された調停者の氏名を当事者に文書で通知しなければならない。万一、任命された調停者に対していずれかの当事者が不服である場合には、不服を唱える当事者は、かかる調停者を不服とするすべての理由を明記した文書を、地区ガバナーによる調停者任命の通知を受けてから10日以内に地区ガバナー・ <u>チーム(地区ガバナー、第1副地区ガバナー、および第2副地区ガバナー)</u> に提出しなければならない。不服を唱える文書が提出されなければ、調停者は全当事者にとって納得のいく者であると見なされる。任命された調停者が公平性や中立性に欠けることが、不服を唱える当事者の文書によって十分に立証されていると地区ガバナー・ <u>チームが多数決によりその裁量で</u> 判断した場合には、地区ガバナー・ <u>チームは、紛争に関係しているクラブ以外の、紛争が生じている地区(単一又は準)内、あるいは隣接地区のグッドスタンディング・クラブに所属するグッドスタンディングの現会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である別の調停者を多数決によって任命しなければならない。</u> そうでない場合、地区ガバナー・ <u>チームは多数決により</u> 、不服の主張を退け当初の調停者の任命を確定する旨を記した文書を、全当事者に対し出さなければならない。地区ガバナー・ <u>チーム</u> の決定と任命は、当事者か	ライオンズ必携第53版 P.106-108 クラブ会則 第10条 クラブ紛争処理手順 5項 調停者の選任 抗議申し立て文書受領日から15日以内に、地区ガバナーは、紛争を審理する中立な立場の調停者を一人任命する。調停者を務めるのは、紛争に関係しているクラブ以外の、紛争が生じている地区(単一または準)内のグッドスタンディング・クラブに現在所属するグッドスタンディングの会員であるとともに、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である元地区ガバナーとする。地区ガバナーは、任命された調停者の氏名を当事者に文書で通知しなければならない。万一、任命される調停者に対していずれかの当事者が不服である場合には、不服を唱える当事者は、かかる調停者を不服とするすべての理由を明記した文書を、地区ガバナーによる調停者任命の通知を受けてから10日以内に地区ガバナーに提出しなければならない。不服を唱える文書が提出されなければ、調停者は全当事者にとって納得のいく者であると見なされる。任命される調停者が公平性や中立性に欠けることが、不服を唱える当事者の文書によって十分に立証されていると地区ガバナーが自己の裁量で判断した場合には、地区ガバナーは上記の選任手続きに従って別の調停者を任命しなければならない。そうでない場合、地区ガバナーは、不服の主張を退け当初の調停者の任命を確定する旨を記した文書を、全当事者に対し出さなければならない。地区ガバナーの決定と任命は、当事者から不服を唱える文書を受けてから15日以内に確定しなければならない。任命された時点で調停者は本手順に従って紛争を処理または裁決するために適切かつ必要なすべての権限を有するものとする。本5項における時間的制約は地区ガバナーによって短縮あるいは延長することはできない。 (以下略)

<p>ら不服を唱える文書を受けてから 15 日以内に確定しなければならない。任命された時点で調停者は本手順に従って紛争を処理または裁決するために適切かつ必要なすべての権限を有するものとする。本 5 項において規定されている期限は、地区ガバナー <u>または地区ガバナー・チーム</u> が短縮もしくは延長することはできない。 (以下略)</p>	<p>(クラブ紛争処理手順において、選任された調停者に対し異議が出された場合には地区ガバナー・チーム (地区ガバナー、第 1 副地区ガバナー、第 2 副地区ガバナー) が審議を行い、多数決での決定により異議が認められた場合には別の調停者を任命するよう、2013 年 10 月ポートダグラス国際理事会で改訂された。)</p>
<p>P.121</p> <p>クラブ付則 第 3 条 役員の任務</p> <p>4 項 幹事: 幹事は会長および理事会の指揮監督のもとに、クラブと所属地区 (単一、あるいは準および複合) および国際協会間の連絡に当たる。そのため次の諸事項を行う。</p> <p>(a) <u>国際理事会が要求する情報を含む、国際協会により指定された</u> 月例会員報告書およびその他の報告書を国際本部に提出する。</p> <p>(b) 地区ガバナー・キャビネットに対し、月例会員報告書を含めキャビネットの要求する報告書を提出する。(以下略)</p>	<p>P.121</p> <p>クラブ付則 第 3 条 役員の任務</p> <p>4 項 幹事: 幹事は会長および理事会の指揮監督のもとに、クラブと所属地区 (単一、あるいは準および複合) および国際協会間の連絡に当たる。そのため次の諸事項を行う。</p> <p>(a) <u>国際本部が用意する用紙を用いて、国際理事会の要求する</u> 月例会員報告書およびその他の報告書を国際本部に提出する。</p> <p>(b) 地区ガバナー・キャビネットに対し、月例会員報告書を含めキャビネットの要求する報告書を提出する。(以下略)</p> <p>(2014 年 3 月サンディエゴ国際理事会で、(a) の文言が改訂された。)</p>
<p>P.116</p> <p>クラブ付則 第 1 条 会員</p> <p>2 項 グッドスタンディング 幹事からの文書による請求受領後 <u>30</u> 日以内に本クラブ納入金を支払わない会員は、全額を納入するまでグッドスタンディングでなくなる。グッドスタンディングの会員のみが本クラブにおいて投票権を持ち、役員になることができる。</p>	<p>P.116</p> <p>クラブ付則 第 1 条 会員</p> <p>2 項 グッドスタンディング 幹事からの文書による請求受領後 <u>60</u> 日以内に本クラブ納入金を支払わない会員は、全額を納入するまでグッドスタンディングでなくなる。グッドスタンディングの会員のみが本クラブにおいて投票権を持ち、役員になることができる。</p> <p>(会員のグッドスタンディング条件の 1 つである会費納入期限の改正。2014 年 7 月トロント国際理事会では同様に、滞納金を理由とするクラブ活動停止の方針が改正され厳格化された。)</p>

註：2013 年 9 月太平洋アジア課から正会員の義務である「例会出席」を「定期的な出席」に翻訳を見直すとの通知あり。英語原文の“regular attendance”は変わらない。従って同付則第 1 条会員 1 項(a) 正会員の義務「例会出席」→「定期的な出席」に置き換える。

また同条 8 項出席の条文中「定例の例会」→「定例会議」に、添付 A 会員種別と義務表の「例会定期出席」→「定期的な出席」に文言を置き換える。

3. 複合地区会則の改正（2014年5月、6月第60回330～337複合地区年次大会）

共通提案改正事項

●第7条, 第20条, 第29条, 別表1
 条文中の「YE」を「YCE」に置き換える。

333 複合地区改正事項●別表2

334 複合地区改正事項●第16条

註：国際付則第8条、第10条改正により、複合地区会則第5条4項、6項、10項改正。

改正（54版）	旧（53版）
<p>ライオンズ必携第54版 P.142</p> <p>第7条 複合地区年次大会 3. 複合地区大会は、大会に参加した複合地区内の現・元国際協会役員およびクラブ代議員をもって構成される。<u>クラブは、国際協会付則第9条3項クラブ代議員方式に従ってクラブ代議員を派遣する。</u>複合地区大会のいかなる会合においても、<u>登録した</u>代議員の過半数の出席を定足数とする。</p>	<p>ライオンズ必携第53版 P.142</p> <p>第7条 複合地区年次大会 3. 複合地区大会は、大会に参加した複合地区内の現・元国際協会役員およびクラブ代議員をもって構成される。複合地区大会のいかなる会合においても、<u>代議員</u>の過半数の出席を定足数とする。</p>
<p>P.157</p> <p>第20条 地区年次大会 3. 地区大会は、大会に参加した地区内の現・元国際協会役員およびクラブ代議員をもって構成される。<u>クラブは、国際協会付則第9条3項クラブ代議員方式に従ってクラブ代議員を派遣する。</u>地区大会のいかなる会合においても、<u>登録した</u>代議員の過半数の出席を定足数とする。</p>	<p>P.155</p> <p>第20条 地区年次大会 3. 地区大会は、大会に参加した地区内の現・元国際協会役員およびクラブ代議員をもって構成される。地区大会のいかなる会合においても、<u>代議員</u>の過半数の出席を定足数とする。</p>
<p>P.161</p> <p>第29条 文書配布の規制 クラブおよびクラブ会員は、他のクラブおよびクラブ会員に対し、資金、物品、援助を求める文書並びにライオンズ道徳綱領に反する文書を配布してはならない。<u>（文書には、郵便のほか電子メール、ファクス、ソーシャルネットワークなどのすべての電子的手段による送信手段を含む）。</u></p>	<p>P.160</p> <p>第29条 文書配布の規制 クラブおよびクラブ会員は、他のクラブおよびクラブ会員に対し、資金、物品、援助を求める文書並びにライオンズ道徳綱領に反する文書を配布してはならない。</p>
<p>P.162</p> <p>別表1 333—C 地区 千葉県 <u>（神津島を含む）</u></p>	<p>P.161</p> <p>別表1 333—C 地区 千葉県</p>
<p>P.144、153～155</p> <p>第8条4項、第17条1(b)項、4項、第19条11項 地区 <u>YCE</u> 委員、地区 <u>YCE</u> 委員長</p>	<p>P.143、152～154</p> <p>第8条4項、第17条1(b)項、4項、第19条11項 地区 YE 委員、地区 YE 委員長</p>

<p>P.164</p> <p>◎別表 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">複合 地区</th> <th colspan="3">会員 1 名当たり 1 ヶ月</th> </tr> <tr> <th>複 合 地区費</th> <th>複合地区 大会費</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>333</td> <td>140 円</td> <td><u>70 円</u></td> <td><u>210 円</u></td> </tr> </tbody> </table>	複合 地区	会員 1 名当たり 1 ヶ月			複 合 地区費	複合地区 大会費	計	333	140 円	<u>70 円</u>	<u>210 円</u>	<p>P.163</p> <p>◎別表 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">複合 地区</th> <th colspan="3">会員 1 名当たり 1 ヶ月</th> </tr> <tr> <th>複 合 地区費</th> <th>複合地区 大会費</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>333</td> <td>140 円</td> <td><u>50 円</u></td> <td><u>190 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(333 複合地区大会で、大会費の月額 20 円値上げ可決。)</p>	複合 地区	会員 1 名当たり 1 ヶ月			複 合 地区費	複合地区 大会費	計	333	140 円	<u>50 円</u>	<u>190 円</u>
複合 地区		会員 1 名当たり 1 ヶ月																					
	複 合 地区費	複合地区 大会費	計																				
333	140 円	<u>70 円</u>	<u>210 円</u>																				
複合 地区	会員 1 名当たり 1 ヶ月																						
	複 合 地区費	複合地区 大会費	計																				
333	140 円	<u>50 円</u>	<u>190 円</u>																				
<p>P.152</p> <p>◎第 16 条 地区ガバナー・キャビネット</p> <p>3. 地区ガバナーはキャビネットの会議を主宰する。定例会議は年 4 回とし、その他必要に応じて開くことができる。これらの会議で地区ガバナー、前地区ガバナー、第 1 副地区ガバナー、第 2 副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会計、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、地区委員長および <u>LCIF/GMT/GLT 地区コーディネーター</u> に投票権が与えられる。<u>(334 複合地区)</u></p>	<p>P.151</p> <p>第 16 条 地区ガバナー・キャビネット</p> <p>3. 地区ガバナーはキャビネットの会議を主宰する。定例会議は年 4 回とし、その他必要に応じて開くことができる。これらの会議で地区ガバナー、前地区ガバナー、第 1 副地区ガバナー、第 2 副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会計、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンおよび地区委員長に投票権が与えられる。</p>																						

4. 参考資料

P.213 公認プロトコール 役職の順位

(2013 年 10 月理事会で地区コーディネーターに LCIF を含むことが追加され、2014 年 3 月理事会では新たに LCIF エリアコーディネーター、GMT/GLT リーダーおよび複合地区委員長、複合地区コーディネーターが加わり、2014 年 7 月理事会でピーター・リンチ協会上席事務総長退任に伴い同職が削除された。)

1. 国際会長
2. 前国際会長
3. 国際副会長 (地位の順)
4. 元国際会長 (b)
5. 国際理事 (a)
(国際理事会アポインティ) */**
6. 元国際理事 (c)
7. LCIF エリアコーディネーター、GMT/GLT エリアリーダー
8. 複合地区協議会議長 (a)
9. 地区ガバナー
10. 協会事務総長
11. 協会幹事
12. 協会会計
13. 元協議会議長(a)
14. 前地区ガバナー(a)
15. 複合地区委員長、複合地区コーディネーター (LCIF、GMT、GLT を含む)

16. 第一副地区ガバナー
17. 第二副地区ガバナー
18. 元地区ガバナー (a)
19. 複合地区協議会幹事 (ボランティア) (a)
20. 複合地区協議会会計 (ボランティア) (a)
21. キャビネット幹事 (a)
22. キャビネット会計 (a)
〔複合地区監査委員・複合地区委員〕
23. リジョン・チェアパーソン (a)
24. ゾーン・チェアパーソン (a)
25. 地区委員長, 地区コーディネーター (LCIF コーディネーターを含む)、
地区 GMT/GLT リーダー (a)
(以下略)

P.232～ 用語解説

新規挿入：

P.258

ファシリテーター Facilitator

一般的な言葉で、進行役/促進者などと訳されている。国際協会が推進するCEP（クラブ向上プロセス）やライオンズクエスト・プログラムにおいて、ファシリテーターの役割は大きい。従来型の講師が一方向的に話して参加者に教え込むことに対し、ファシリテーターは参加者が自発的にテーマに沿って考え行動し、最終的な結論が得られるよう支援する。会議においては中立的な立場を維持する。

説明文の修正：

P.241

家族会員プログラム Family Membership Program 2段落目差替え

なお2013年10月国際理事会で3年間の『日本の家族会員パイロットプログラム』が承認された。家族の定義が同一の住所から隣接の都道府県の異なる住所まで拡大され、家族会員としての登録が可能となった。家族会員登録はeMMR ServannAまたは新クラブの場合はチャーターメンバー報告書を用いて行う。家族会員は各自が国際協会入会金またはチャーターメンバー費を支払う。

P.259

副地区ガバナー Vice District Governor

1994-1995年度から副地区ガバナー制度が設けられ、2008年国際付則改正により第1および第2副地区ガバナーの複数設置となった（国際付則第9条6項(b)(c)参照）。その任務は付則第10条2項に規定されるとおり、地区ガバナーとチームを構成し、力を合わせ地区において効果的にリーダーシップを発揮する。地区ガバナー・チームは地区における協会の代表者であり、国際理事会の全般的監督下に置かれる。

掲載を取りやめた用語： アクティビティ・ブック
会員の在籍年数
クラブ副会長
新世紀ライオンズクラブ
ディレクター